

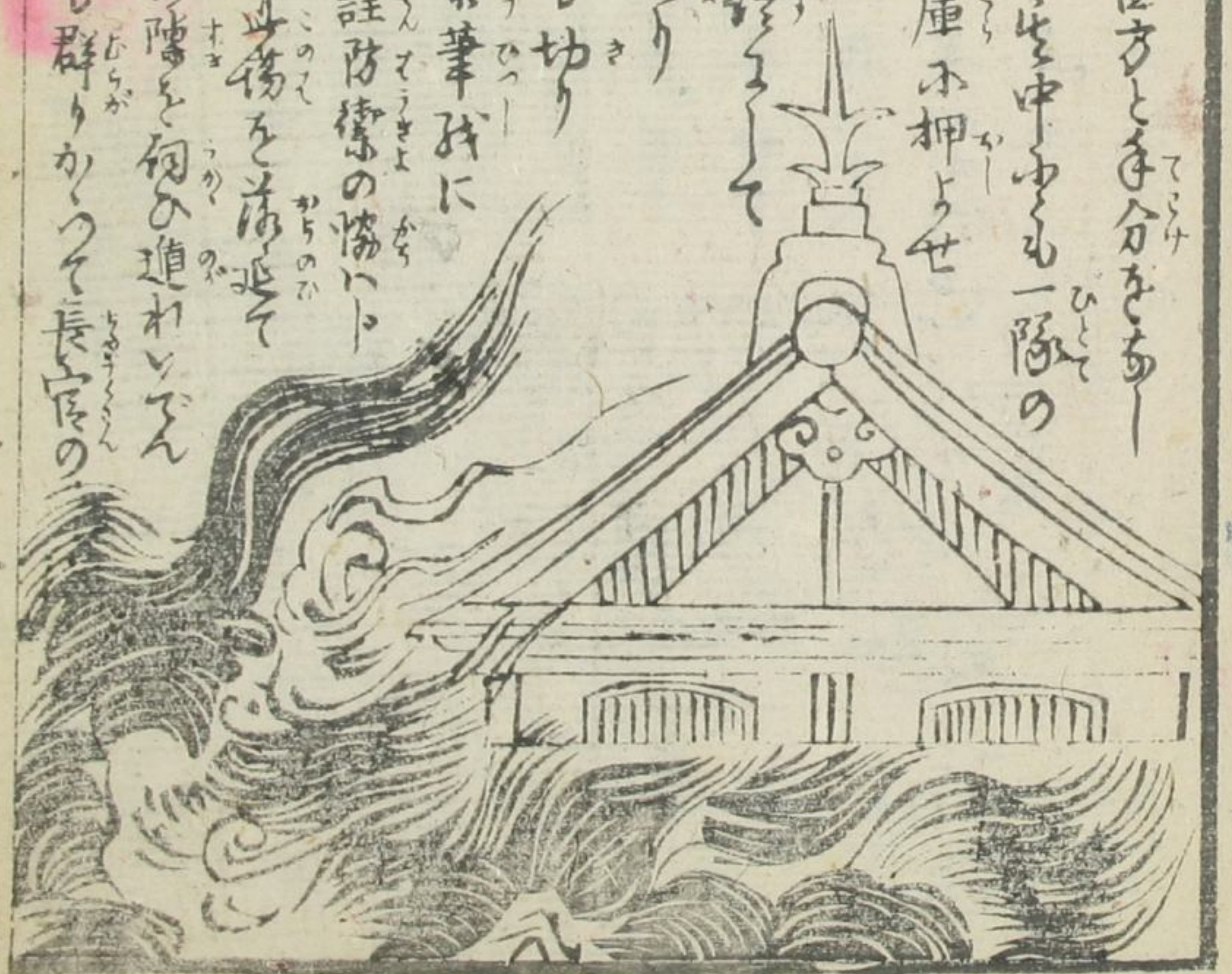


下ノ巻



A 547
46

却て競く朝鮮の暴徒ハ三方四方と自分をお
 不意におろして諸々を襲ひ一々中にも一隊の
 么ハ朝鮮政府の所へおける米庫を押し寄せ
 多し極物を押し取つて矢を
 庫をバチ毀す様集おもひの程
 尚不中と云ふも三三三の部不迫り
 うろろを廻る者もを驚るも切り
 例一又向ふ者も非ざるハ乱暴筆残に
 一強く此強弱を知らぬ吾不詮防衛の隙に
 と疾くも見忍一長官ハ名も南此傷を海に
 又めす事のあらんぞと群から暴徒の隙を伺ひ進れん
 とせられ暴徒ハかたよりよりも群りかつて長官の

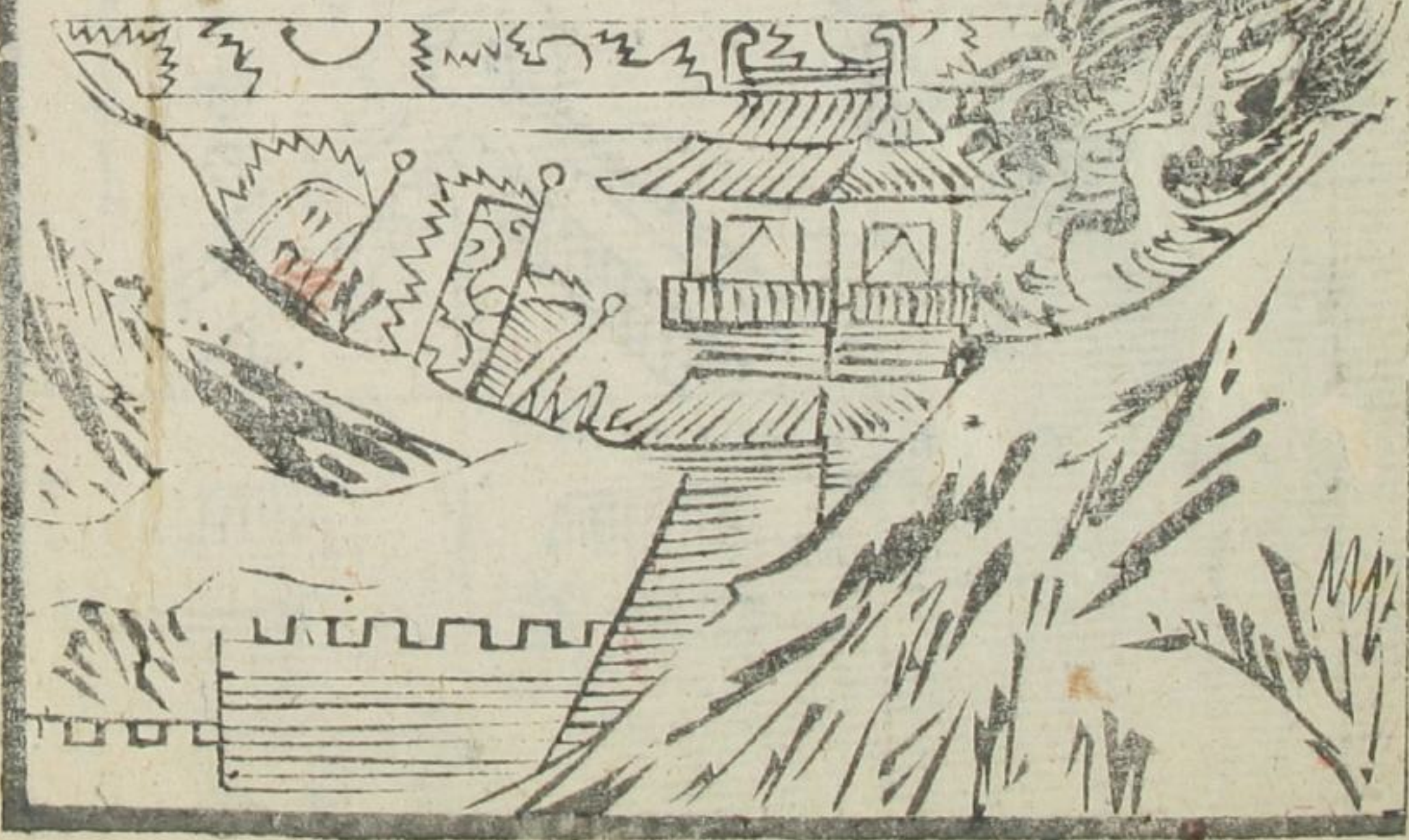


明洋三編

<48-8401>

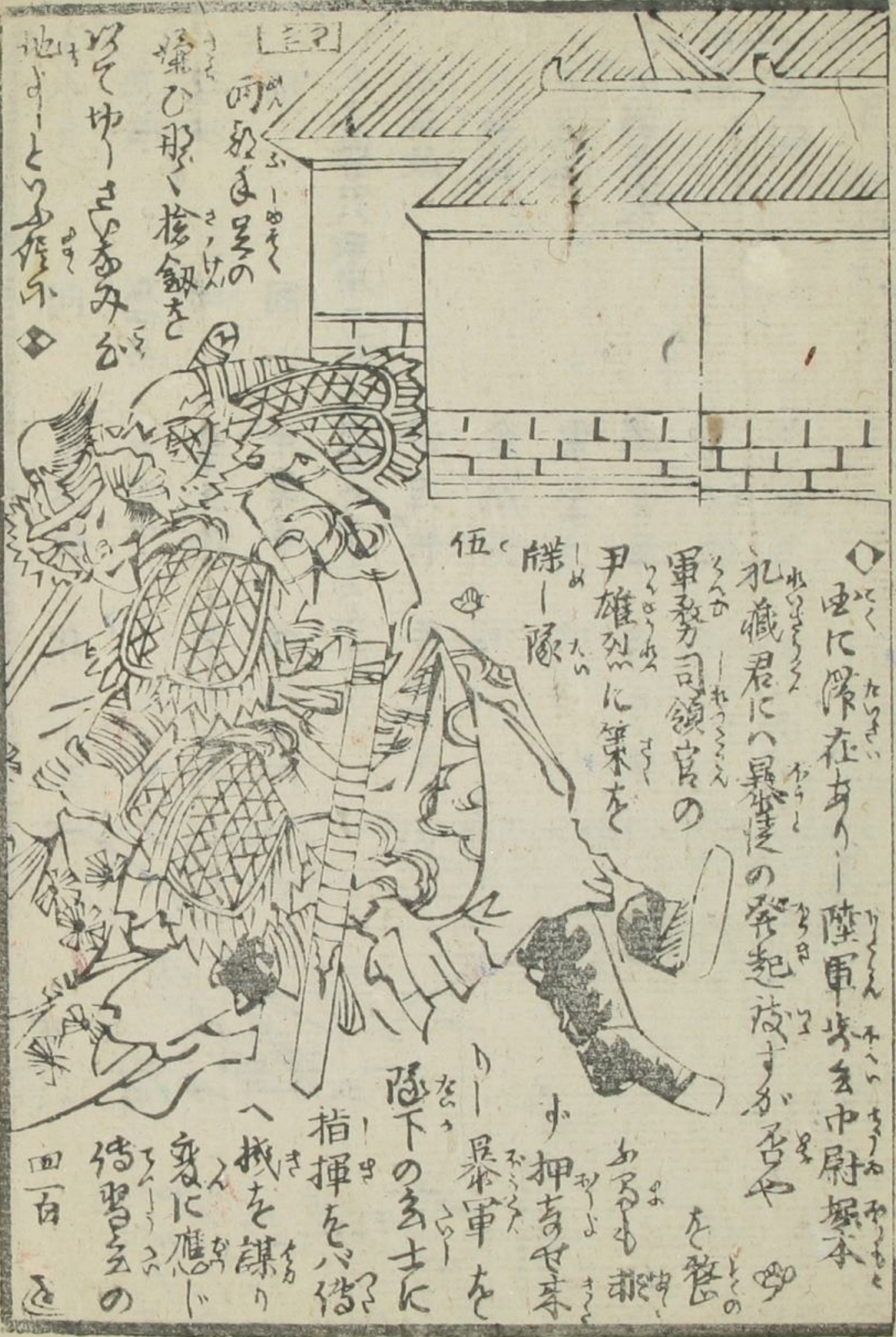
朝鮮國同化黨人名大畧

輔國大夫	從一品	李載元	年五十
軍務司領官	從二品	尹雄烈	年四十三
參判	從二品	閔泳翊	年二十五
駙馬都尉上輔國	從二品	朴泳孝	年二十四
參判	從二品	趙進永	年五十
同	同	金宏集	年四十
參議	正三品	洪英植	年二十八
丞旨	同	嚴世永	年四十六
同	同	趙東振	年五十六
同	同	高永喜	年三十六
通政大夫	同		



承旨	同	朴泳教	年三十五
應教	正四品	魚允中	年三十六
校理	同	金玉均	年三十六
同	同	申箕善	年三十四
左之連名八政府ニ在テ頑固黨之人トナリ			
領議政		洪淳穆	年六十餘
左議政		金炳國	同
右議政		宋金洙	同
輔國大夫		閔台鎬	年五十餘
同		閔謙鎬	同
參判		李載完	年二十七





河原の原の
 塚の形、松の
 以てゆ、さあみか
 地よりとりたてし

○下に隊在あり、陸軍歩兵中尉塚本
 礼藏君に、暴徒の發起、彼すが否や
 軍務司領官の
 尹雄烈に策を
 謀一隊
 伍
 少押寄せ来
 暴軍を
 隊下の玄士に
 指揮を、借
 一機を謀り
 身に應じ
 借習の
 四百



○尚も、世に道を暴廻り、与るに、はせ
 乱暴、眼も、さくらぬ
 何り、さす、形り、と
 扱、さ、暴徒の、一
 軍ハ、勢、あ、ひ、て、二千
 有、余、周、を、作、つ、て、暴徒
 あり、が、別、て、兵、隊、の、者、持、ハ
 旧、式、の、や、中、中、も、屈、竟、の
 者、の、こ、に、て、威、を、さ、さ、し、て、押、出、せ、が、形、と
 少、より、軍、務、官、の、尹、雄、烈、に、兵、隊、下、の、玄、士
 を、三、年、に、分、を、れ、指、揮、を、借、ら、れ、が
 此、借、習、は、少、師、と、相、成、り、朝、鮮、の、兵、を、未、借、習、せ、ら、れ、去、り、

○余人を
 以て放砲を
 さめ自ら陣取
 相頭水迫ある故
 切例、味方と以
 とも臆せ
 族ハ、傷
 を、去
 切、



三にむる小
 何せや物立れば
 侍習多八家然に
 蜘蛛の子を散すか
 如く掃清つたる暴
 法ら又退つめられ
 るに掃面れば堀中
 尉ハ切齒をあらは
 け防ぎ斬ふとも衆
 敵をよやけ之ハ深
 あくまで城を切殺
 戦死あさんと賞悟を日

頼の掃清つ
 たる
 城を
 のま
 中へ
 割て
 入り拾
 も仁王の
 其なる如か
 掃子奮
 神の勢
 子を掃
 を掃
 極め
 掃る
 味方を

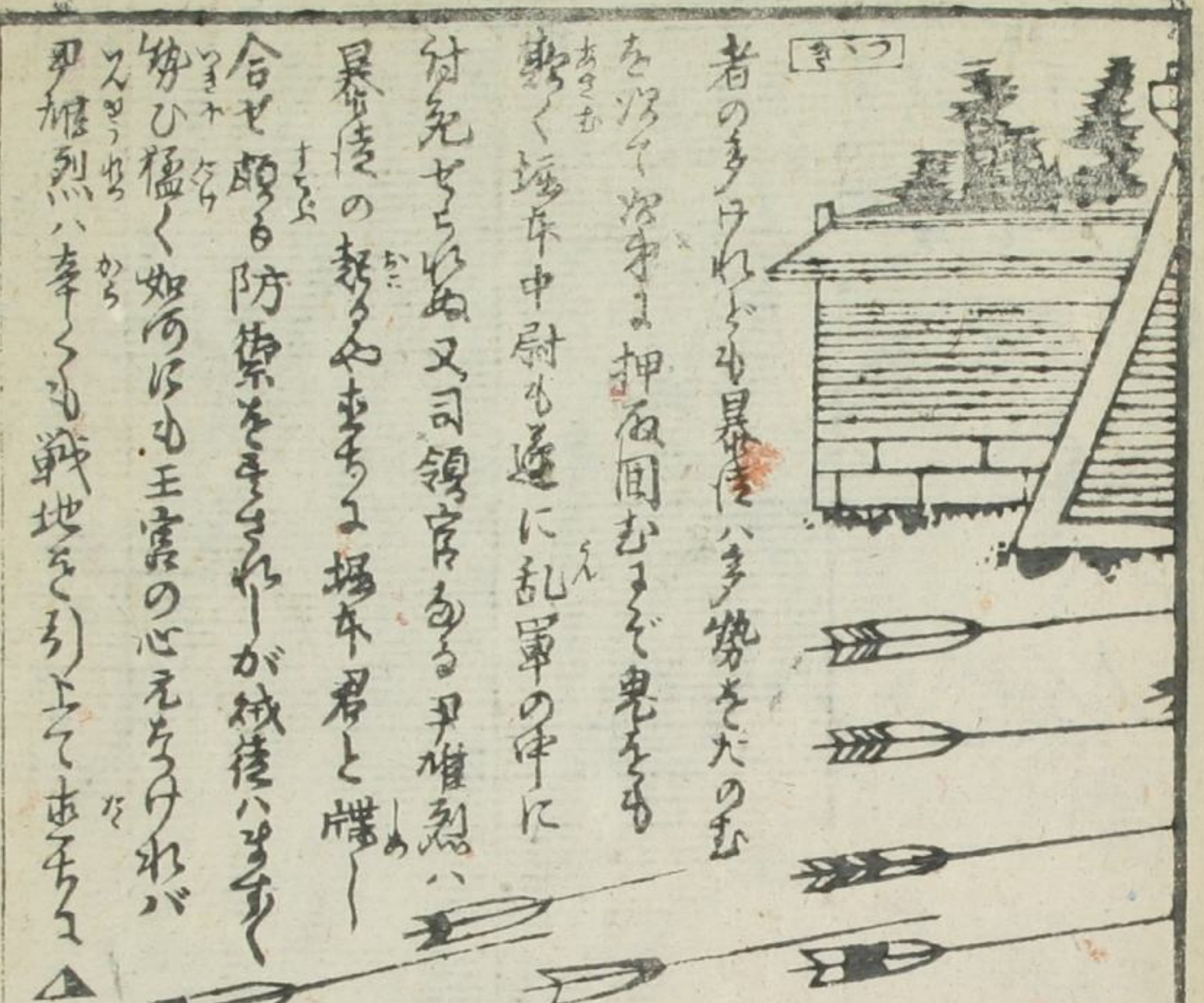


三にむる小
 何せや物立れば
 侍習多八家然に
 蜘蛛の子を散すか
 如く掃清つたる暴
 法ら又退つめられ
 るに掃面れば堀中
 尉ハ切齒をあらは
 け防ぎ斬ふとも衆
 敵をよやけ之ハ深
 あくまで城を切殺
 戦死あさんと賞悟を日

たる一十
 方百方
 るに何せ
 奮激突
 斬必
 死の
 傷を
 掃る
 そのうち
 大刀先は向ふ者
 命を保つは
 一掃る



宮中は燃えり
 國王は湯へ暴徒の
 始末を憂へ再々城中に
 物入り討
 死
 道徳ありしを王
 の由り流しぬより
 余に棲ひ宮中
 を遁れ出て
 安を憂
 ト



者の多ければも暴徒ハ多勢をたのむ
 を以て次第に押取回むるを鬼をも
 驚く堀中尉も遂に乱軍の陣に
 付免せらばぬ又司領官ある尹権烈ハ
 暴徒の起るを憂へ堀中尉と謀り
 合せ頗る防禦をせされしが城徒ハ多
 勢ハ極く如何にも王宮の心をなげけ
 尹権烈ハ幸くも戦地を引上げて去る

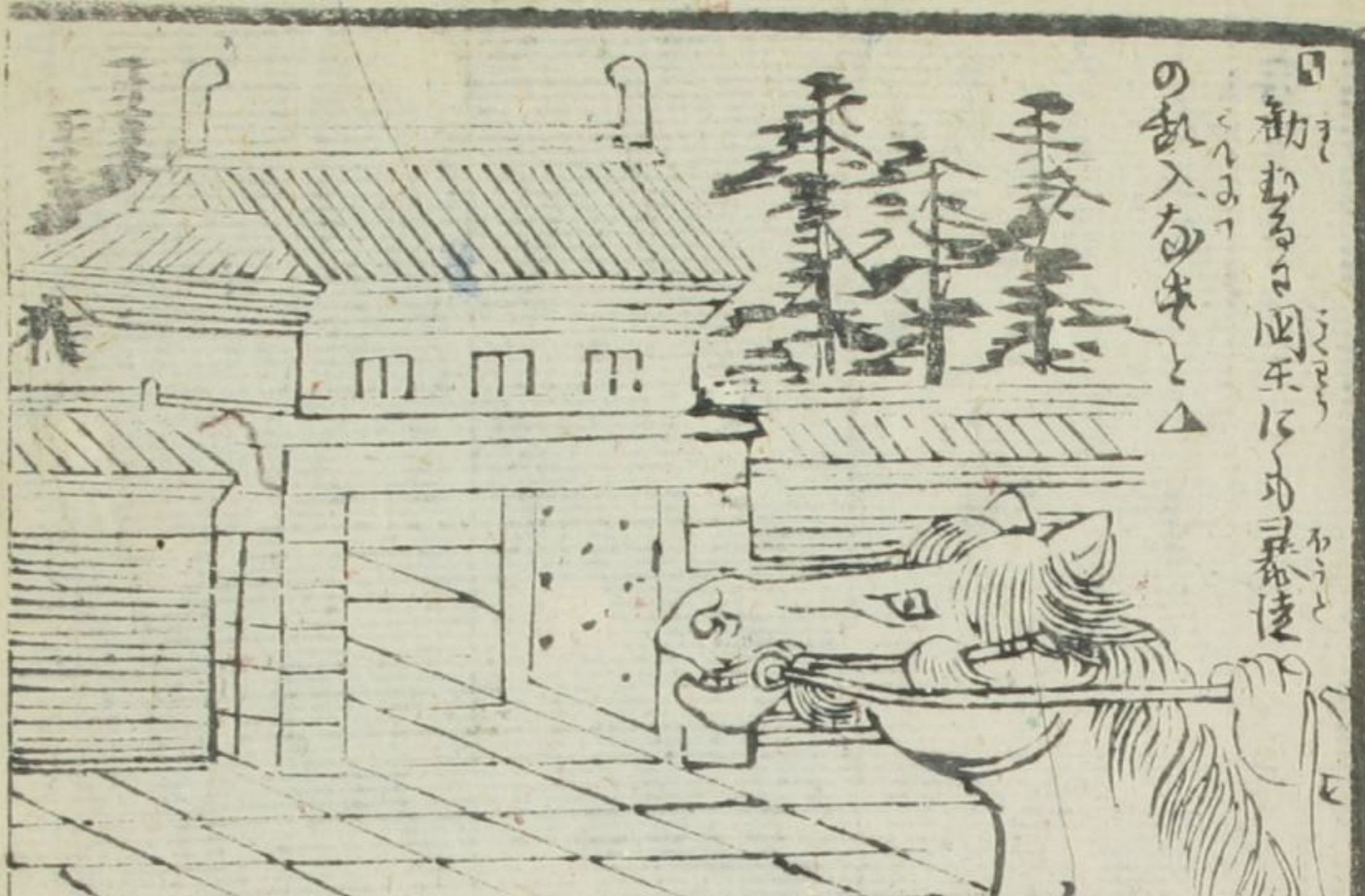


丸山
 津を経て
 金山浦に
 道より
 着し八月廿九日
 再交名古屋丸に
 あり三十一日
 着ま
 子息尹
 致具と
 次へ



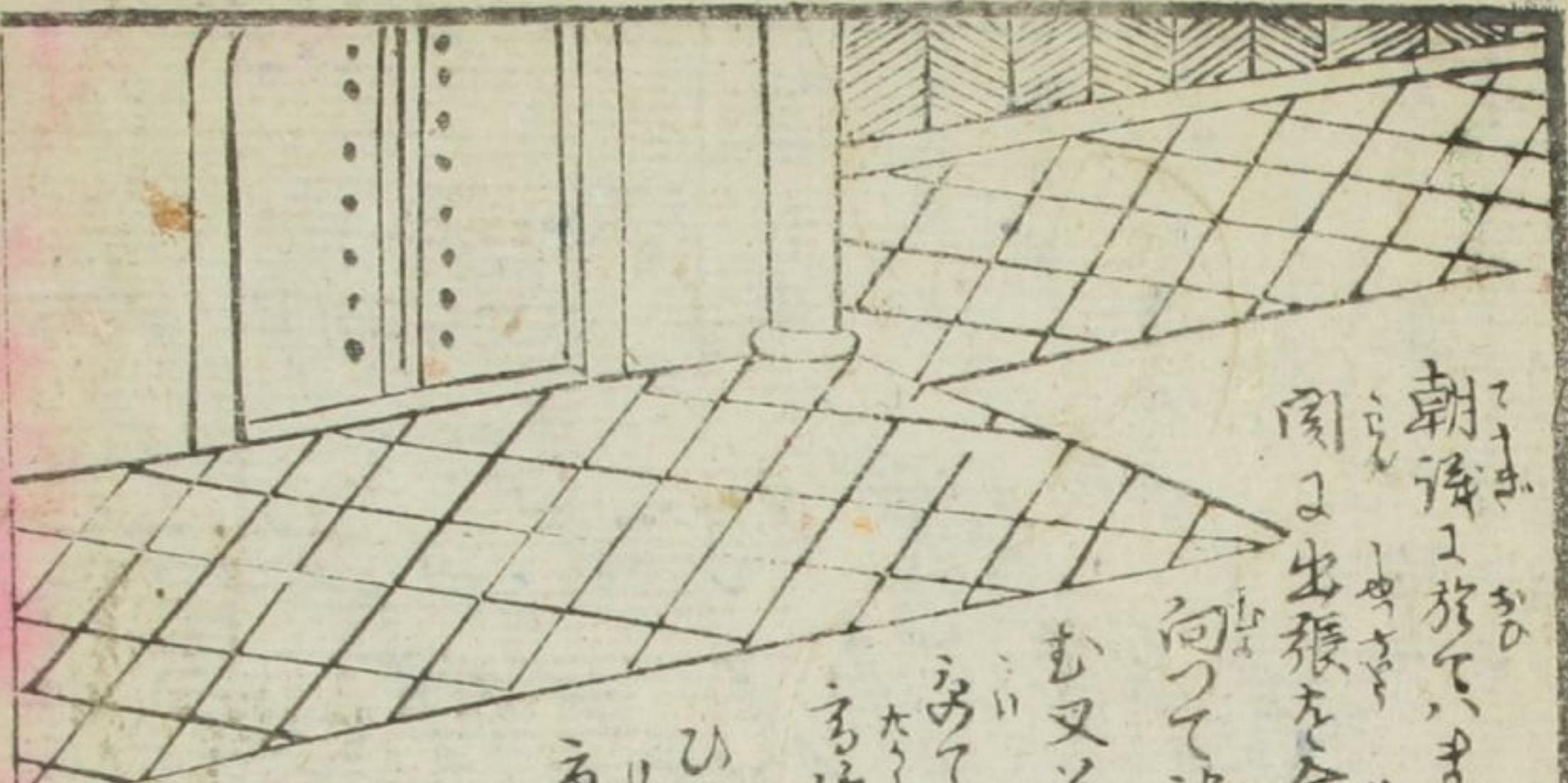
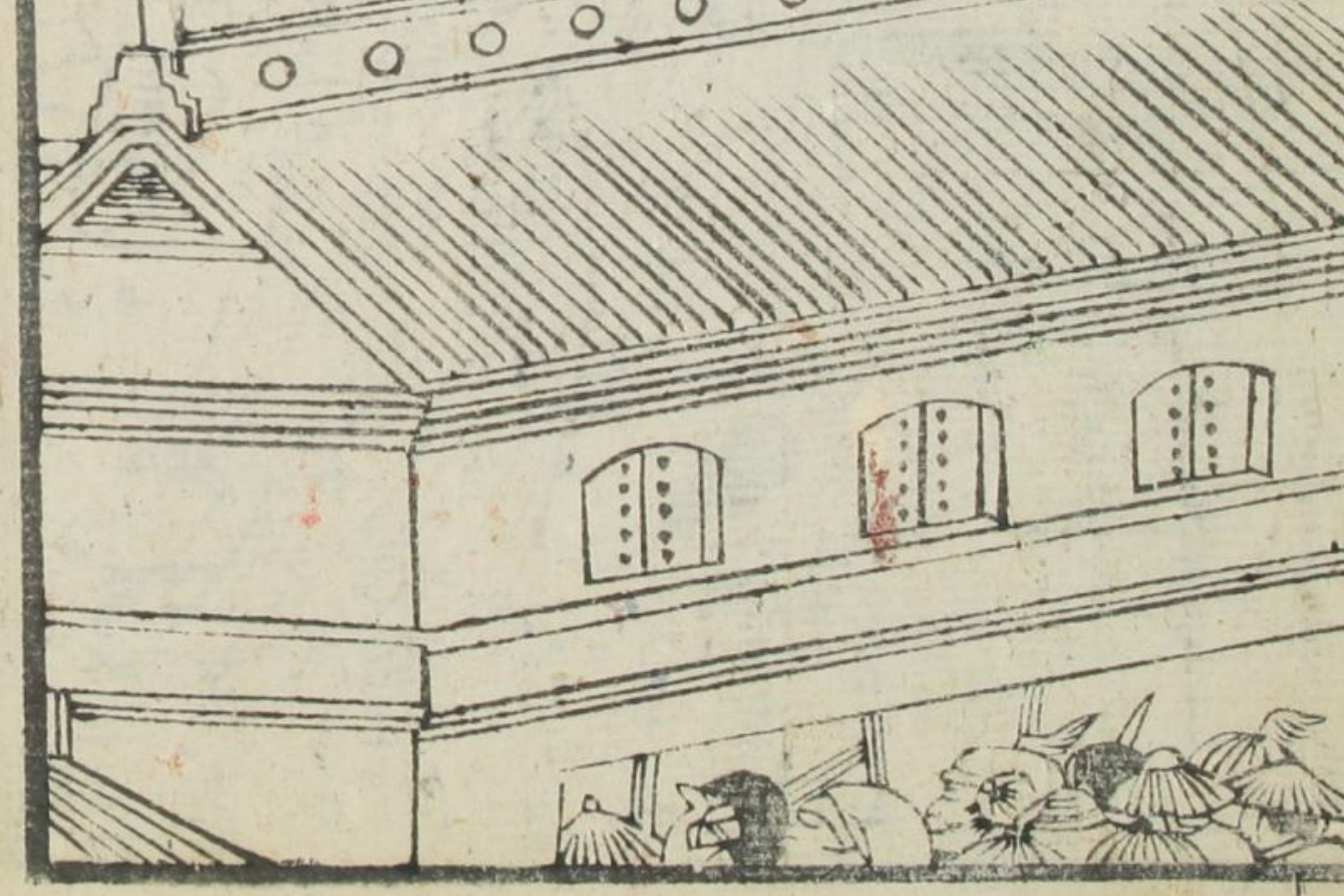
目撃す
對敵す
るをゆるされたり却て後大院君ハ
暴徒の勢が吾や勝て掛り一軍あれ
王宮は地をう廻せし
さやう城後俄かに
起りまはる王
迫らんと
すれバ王に
ハ隊々立退れよと

聞く
老も角避んと
大院君の誘が任
王宮を
びま當り溜
み後ひるさて
又園名橋の子
園深望ハ暴徒の
志と聞かす
父の安否を

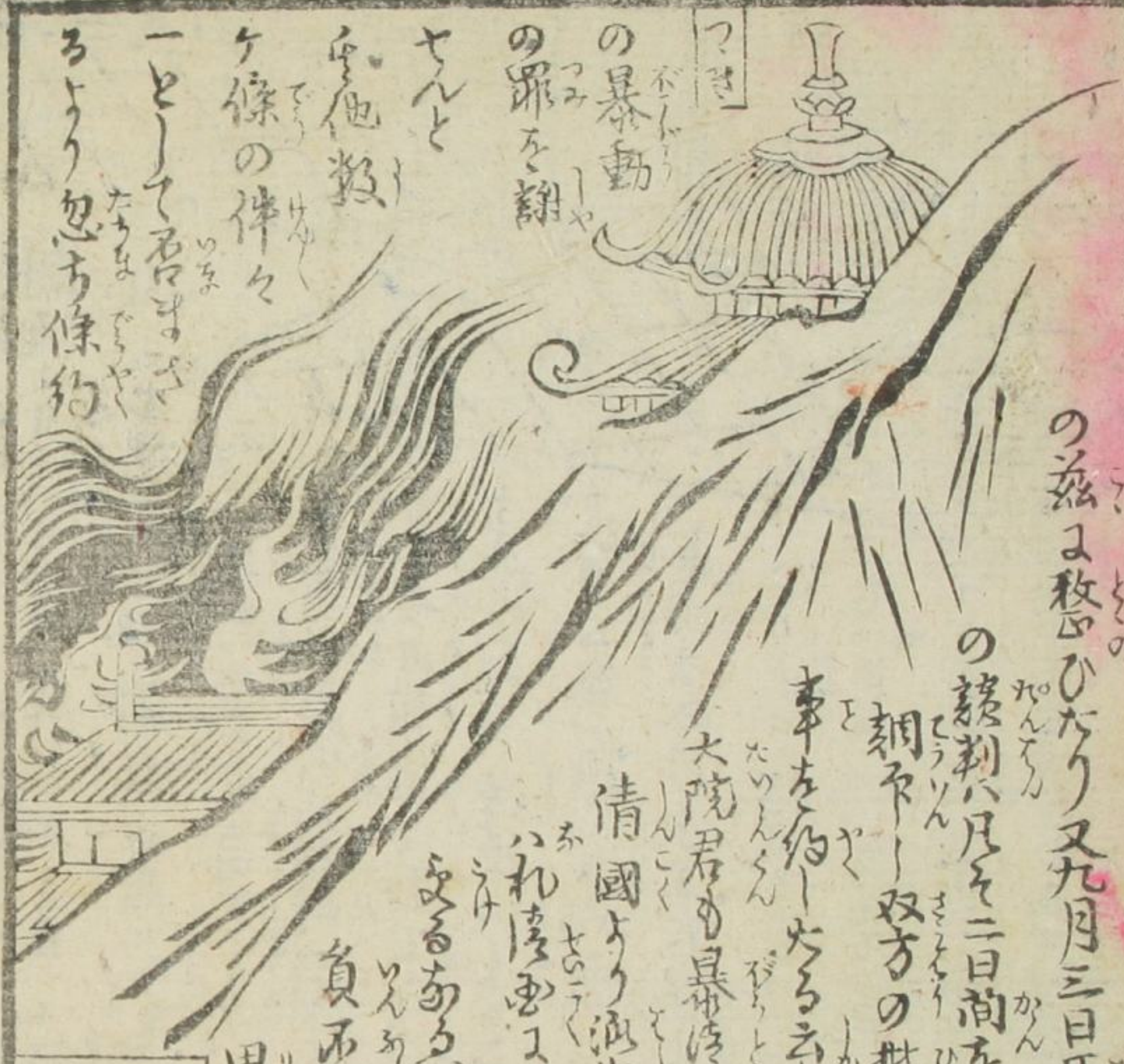


勤むるに因生にゆ暴徒
の乱入る米と
これ我郎さ
地はあし江忍たる
暴徒ハ群りまセ表
門は迫り居たよ
初とハ容
なる石橋の
下は窓みまよし一
己子城徒ハ門を
たる何とまはる色
交り家めあつたる
福の房も自ら来り
又暴徒ハ隊報せら
女中傷み

再々後へもどもお公使の一行ハ世物浦より
 舟又舟より月を借し渡りし時
 近々領事その他官員の人々も又休載は
 ありあり之れより其國の測量船の船員
 等の救ひを得七月三十日長崎に着
 あり一電報を以て奉天の東京より
 達するも法政府にハ中多忙一方有
 内閣にてハ大臣法參謀の法評議は之に
 して和議を以て論ざる方あり
 証辭を主張せらるるありて今や
 出軍のありあかざるあり
 一時ハ人心のさかへり



朝鮮に於てハ井上外務卿を馬
 関に出張を命じ朝鮮政府に
 向つて談判の事を伺はせり
 又花房公使ハ外務卿の命を
 受て再々朝鮮に赴むる又
 言明少将ハ陸軍の多を率
 いて公使と俱に朝鮮に出張せられ公使ハ亦あり
 京城にへり重玉に禍し復氏暴挙の件々を尋
 問し中債金を請求し彼れ應答せざるに於
 てハ怒り河原の左軍を差向へき勢ひを以て
 一は朝鮮政府ハ断か拒まらざる南滿洲の擄取
 りしも遂に五十万圓の償金を以て以て今回



つぎ
の暴動
の罪を謝
せんと
兵他數
ヶ條の伴々
一として君を
るより忽ち條約

の茲に整ひたり又九月三日馬關の電報は朝鮮

の談判八月を二日間を費し三十日仁川府に於て

朝鮮の双方の批准を二月間に交換する

事を約したる云々ありし又さしする福島の

大隈君も暴徒の巨魁と認められたるや

清國より派出せし馬建忠ある者に誘

はれ渡りし連ゆれしと定んで自分

をあるべし又朝鮮へ出張せし兵

隊を統率しる者も

浅草西三筋所三十四番地

編輯 岡田良策

010190514523

